

「住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関わる具体的な提案
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組み

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
本業務に活かすことのできる過去の業務実績があるか（過去10年間）
 - (2) 提案内容の妥当性・実現性等
 - ① 現状及び課題を的確に把握しているか
 - ② 課題解決に結びつく提案であるか
 - ③ 実現性の高い提案であるか
 - ④ 先見性のある視点が入り込んでいるか
 - ⑤ 取組意欲の感じられる提案であるか
 - (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組み
企業として、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みが行われているか
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。
 - 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の集計及び報告

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 建築局公共建築部営繕企画課長

副委員長 建築局住宅部住宅政策課長

委員 建築局企画部企画課長

建築局住宅部市営住宅課長

建築局住宅部住宅再生課長

建築局住宅部住宅再生課担当課長

健康福祉局総務部企画課企画係長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を建築局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第6条 参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第7条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和2年2月4日から施行する。